

**裁判員制度下における弁論の併合・分離に関する
これまでの議論の経緯**

資料 1 - 3 - 1

**裁判員制度・刑事検討会（第 1 6 回）
議事録（抜粋）**

資料 1 - 3 - 2

**裁判員制度・刑事検討会（第 2 5 回）
議事録（抜粋）**

裁判員制度・刑事検討会（第16回） 議事録（抜粋）

（司法制度改革推進本部事務局）

1 日時

平成15年4月25日（金）13:30～17:20

2 議事

○井上座長 それでは、所定の時刻になりましたので、第16回裁判員制度・刑事検討会を開会させていただきます。

（略）

○井上座長 この段階では、御意見として承っておきます。刑事裁判の充実・迅速化の議論の際に、またその点をも含めて御議論をいただければと思います。

次が「(3) 弁論の分離・併合」という項目ですが、これは前に事務局からの説明にもありましたように、被告人が複数あるという場合や被告人が一人であっても事件が多数あるという場合に、それらが併合されて一つの審理手続で審理されるときには、例えば、証拠に関する同意・不同意が被告人によって分けられたりしますと、証拠関係が極めて複雑になってくる。また、証拠の量が膨大になって審理が長期化することも考えられますので、裁判員の負担がそれだけ重くなるという問題があるわけです。

ところが、他方の面として、一般的に、被告人にとって、併合して審理してもらった方が量刑上利益となると言われていますし、共通した証拠を1回の手続で取り調べることができますので、訴訟経済といえますが、手続が1回で済むという利点もある。例えば、証人ですと、併合審理ならば1回だけ出て行って証言すれば済むのですけれども、手続が分離されれば何度も出て行かないといけなくなる。そういったことをも含めて、訴訟経済上利点があるということです。それに加えて、併合することにより、事実が合一的に確定されるということ、例えば、複数の被告人が共犯関係にあるような場合に、別々に審理されますと事実が別々に認定されることがあり得るわけですが、一つの手続でやれば合一的に確定できるといったことがありますし、あるいは共犯者間での量刑の均衡が図れるという利点もあるわけです。

こういう両面を踏まえて、裁判員制度における弁論の分離・併合に関してどのように考えるべきかということについて、御意見をお伺いできればと思います。いくつか論点があると思うのですけれども、まず一般的に、裁判員事件における分離と併合の基本的な考え方についてお考えをお伺いできればと思います。原則として分離すべきなのか、あるいは併合でいくべきなのかについて、お考えをお伺いできますか。

○池田委員 併合には、複数の被告人の審理を併合するという主観的併合と、同じ被告人に対する複数の事件を併合するという客観的併合とがあるわけですが、最初の主観的併合については、証拠関係が基本的に同じでないと裁判員事件で併合することは無理ではないかと思えます。今の手続でも利害が相反するなどということで全く重要な証拠関係が違う場合には分離することが通常ですけれども、今は若干証拠関係が異なっても併合して行われるという訴訟がかなりあります。

しかし、裁判員にとって、これがこの被告人との関係では証拠となるけれども、あの

被告人にとっては証拠とならないという、そういう心証形成は非常に困難ではないかと思えますので、基本的には、証拠関係が異なれば分離せざるを得ないのではないかと思います。確かに、分離した場合には、証人の負担とか、先ほど座長も言われたいろいろな問題、デメリットもあるわけですが、証人については、例えば、最近は性的犯罪の被害者等についてはビデオリンク方式を用いてビデオを撮っておいて、それを後の公判でも利用できるというような制度ができていまして、同様の制度の活用を考えると余地もあるわけで、そのような手当てをすることによってカバーしていけばいいのではないかと思います。

それから、もう一つの客観的併合については、今でも裁判官の裁量に委ねられているわけですが、先ほども言われたように、刑法に併合罪の規定があるものですから、併合審理を被告人が求めた場合にはなかなか分離できない。併合罪加重の規定によると、規定上は加重というけれども、あれは決して加重ではないという人もいるように、有期懲役刑又は禁錮刑の上限が1.5倍までにしかならない。それが被告人にとって利益になるということを言われると、裁判所として利益を得たいと言っている人の利益を奪うということはそれを超える合理的な理由がないと難しいわけです。

しかし、裁判員制度の導入に当たっては、何らかの刑の調整規定を設けるなりして分離せざるを得ない事件が出てくるのではないかと思います。特に、裁判員事件と非裁判員事件が起訴されている場合とか、最初に裁判員事件が起訴され、その事件について裁判員選任手続が終わった後の段階で裁判員事件が追起訴されてきたような場合に、分離せざるを得ないことが多くなっていくのではないかと思います。そのための手当ても考えておかなければいけないのではないかと思います。

○ 井上座長 手当ての問題については、もう少し後で御議論いただこうと思います。ほかの方はいかがでしょうか。

○ 本田委員 主観的併合については、池田委員がおっしゃったのと基本的に同じような考えでして、共犯者がいずれも事実を認めて各自の情状関係についても多くの証拠調べを行う必要がないというような場合には併合審理が可能でしょうけれども、証拠関係が別々になった場合に裁判員が別々の証拠を見ながら心証形成するというのは無理だろうと、基本的には思います。

客観的併合については、確かに併合審理すると裁判員の負担がそれだけ大きくなるというのはそのとおりなのですが、他方で、事件によっては、社会的実態としては一つの出来事と評価できる事件、あるいは犯行手口が同一であるなどの事情から、各訴因の立証が他の訴因の立証と相互に補完する関係にある事件、連続的犯行とか、あるいは動機において相互に関連する事件、こういうものについては、真相解明あるいは適正な科刑の実現の観点から併合することがどうしても必要ではないか。こういう事件を仮に分離して審理するということになると、結局、各々の事件の審理において全体像を明らかにすることが必要となるわけで、分離することによる負担軽減の効果というのは少なくなるということも考えられます。刑事裁判において真相解明あるいは適正な科刑の実現という要請がおろそかになることは許されないだろうという考えから、両事件が相互に密接な関連を有しているような場合は、これは併合して審理することとせざるを得ないのではないかと考えています。

他方で、余り関連性がないとか、分離しても特段の支障がないというような場合は、当然分離して結構だろうと考えます。

もう一つ、追起訴の問題が一つあるのではないかと思うのですが、追起訴が予定されていて、その事件を既に起訴されている事件と併合して審理することが適当であるというような場合には、起訴済みの事件について準備手続を進めている間に、追起訴を完了するようにしなければいけない。すべての事件が起訴されて、それで準備手続が終了した段階で裁判員を選任するというような運用が適当であろうと思います。

ただ、準備手続が終了して、裁判員選任後の審理中に追起訴がなされた場合についてどうするかという問題があるのですけれども、先ほど申し上げましたように、事案の真相解明あるいは適正な科刑実現のために、どうしても分離審理が不可能だという場合には、併合審理すべきでなかろうかなというふうに考えております。

○ 高井委員 私は、主観的併合の場合、全員一致して認めていけば、それは併合のままでも分離する必要はないと思いますけれども、一部の人は否認、一部の人は認めるとなれば、これは原則、分離して審理するということにならざるを得ない。同じようなことが対向犯、例えば贈収賄事件についても言えると思うんです。一方、被告人は一人なんだけれども、余罪が一杯あるという事件、これも二通り考えなくてはいけないうわいで、例えば死体がもう10体出てきていて、そのほかに余罪がないということであれば、全部の追起訴が終わってから公判を開けばいいということで、長くはなるのだけれども立証計画は立って、あとは長期間の審理に耐えられる裁判員の方を選ぶということになると思うんですね。

一番困るのは、追起訴は終わりだと思って公判を始めたら、また余罪が出てきたというのが困るわけですね。そのときは二つ考え方があって、余罪については、ほかの裁判体でやっていただく、要するに分離してしまうということも考えられるわけです。しかし、どっちみち死体が出たような場合は、それまでの公判は中断せざるを得ないと思うんですね。死体が出ているのに、まだ起訴されている公判が続いているから、それが終わってから、余罪の捜査をやりましょうというわけにはいかないわけですから。つまり、死体が出てくれば、そこでまた逮捕状をとって、そちらの捜査をやるということになると、従前の公判は、そこでいや応なく中断せざるを得なくなるのではないかと思うんです。

そうなってくると、どのみち中断せざるを得ないのであれば、そこで中断をして、追起訴が終わった段階でまた同じ裁判体で審理するという方が、先ほど来言われている事案の全ぼうが非常によく分かるし、適正な科刑も可能になる。これは被告人にとってもその方が有利な場合もあるし、被害者から見てそうしてもらわなければ困る場合もあるかと思うんですけれども、いずれから見ても適正な科刑が可能になると思います。

問題は、裁判員の負担をどうするのだということになるわけですが、そのときは、どうしてもこれは耐えられないという裁判員がいれば、それは補充裁判員と交代していただいて、それで間に合わなければ手続の更新をするということにならざるを得ないのではないかと。ですから、事件が多数ある場合は原則として併合してやるというのが基本だと思います。

○ 池田委員 追起訴の関係で本田委員と高井委員の方から話があったわけですけど、

今回の裁判員制度において、事前の準備手続も必ず行うとなれば、今よりは第1回公判までは時間が掛かることになるでしょうから、その間に追起訴がありそうな事件については、公判の開始を待って、追起訴された事件も併合して審理するという事で賄える事件はかなりあるのではないかと思います。また、一方で、公判が始まってしまったら終わるのが早くなりますので、途中で余罪が発覚するという場合は少なくなるかもしれないと思います。

ただ、公判が始まってしまった後で、また余罪が発覚したから、そのために公判の進行を中断するというのは、避けなければいけないと思います。特に余罪が裁判員制度の対象になるような事件で、それから捜査を始めて、準備手続をして公判になるということになると、またこれに何か月か掛かるわけですね。その間に、裁判員はせっかくそれまでに公判で得た心証を忘れてしまうわけですから、それは裁判官も同じだと思いますが、そういうことになるのは非常に負担ではないか。そのような場合は、分離しないと国民への負担が大きくなるので、分離せざるを得ないのではないかと思います。

東京地裁で、過去4年ほどの事件でどのぐらい追起訴に時間を要しているのかというのを調べてみたんです。死刑又は無期刑を含む刑法犯であって、その後、さらに同種犯罪の追起訴があった事件というのが119件あったのですが、そのうち追起訴までに6か月以上9か月未満を要したものが12件、9か月以上1年未満のものが5件ありまして、裁判員制度の対象になるような事件について、最初の起訴から最後の起訴まで1年近く掛かっているものもあるという調査結果でした。今の訴訟は五月雨式にやっていますので、その間に余罪があることが分かってくるので、それで追起訴を待っているというようなことがあるわけですけど、それは決してこれからはやってはいけないということになるのではないかと思います。つまり、それだけの期間待たせるのかという問題があると思いますし、準備手続の段階で追起訴が見込まれるから待つといっても、その間何もせずに被告人の身柄を拘束していいのだろうかという問題もあると思いますので、どこかの時点では併合審理をあきらめざるを得ないのではないかと思います。

○ 酒巻委員 今までの御意見に対する感想になるのですが、特に一番問題が感じられるのは、大きな事件の公判を始めた後に追起訴があったという場合であろうと思います。先ほど高井委員は、死体が出たという特異な例を挙げられましたが、最初に座長が整理されたとおり、多くの一般的な事件では、事件が併合された方が、有罪になった場合の刑について、被告人に有利に働くであろうと思います。しかし、それぞれは一個一個の殺人だが、合わせると5人死んでいるというような場合には、併合した方が被告人に量刑上不利益になるでしょう。個別の状況によると思いますが、審理中に余罪が出てきてこれを分離せざるを得ないということになれば、何らかの形で、刑について、最終的に現状と余り違うものとならないように調整することが必要ではないかと思われま

○ 井上座長 せっかく問題提起をされたのですから、何かアイデアがあれば示していただければと思います。

○ 酒巻委員 具体的な知恵はまだないのですが、何らかの新たな量刑手続または実体法規定で調整しなければならないであろうと思います。

○ 井上座長 池田委員も触れられましたが、刑の調整は、量的な問題にとどまるなら

ば解決は容易かもしれないのですけれど、刑の種類を選択にかかわってくるような場合はなかなか難しいような気がします。その辺も含めて御意見があればお伺いしたいと思います。

もう一つ、その前に、高井委員が出された例は、審理の途中で新たな事実が分かってきたという場合のことでしたけれど、最初から客観的併合で、例えば殺人事件が五つ六つあり、どう争点整理してみても、審理に相当長期の期間を要することが明らかであるというような場合もあると思うのですが、そういう場合についても、同じように裁判員裁判の対象とするということが良いのか。あるいは、かなり大胆に言えば、私自身それが良いのかどうかは分からないのですけれども、審理に余りに長期間を要するものは裁判員裁判の対象から除いてしまうという考え方もあり得るかと思うのです。そういう考え方についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○ 高井委員 座長が言われたのと私も同意見です。どう考えても極めて長期間を要する、到底国民の人に負担をしていただくわけにいかないというような長期間を要することがはっきりしている場合には、最初から対象事件から除くというのがいいと思います。それに対しては、全部分離して審理すればいいではないかという意見はあり得ると思うんですが、それではやはり実態解明ができないと思うんです。罪質が全然違う場合、例えば、一方が傷害致死で、他方が覚せい剤の事件という場合はともかくとして、例えば、傷害致死が何件もある、あるいは殺人が何件もあるというのは、それらを全部まとめて審理をしなければ全体像は見えてこないわけですね。

特に真ん中で起きている事件というのは、それだけを取り上げて審理しても動機だっくてよく分からない。前の事件がはね返って次の事件の動機になっているという場合もいくらかもあるわけですから。そうなってくると、数が多い事件も、どんな場合でも裁判員裁判にしなくてはいけない。国民の負担を理由に分離して審理するというのは本末転倒しているのではないか。やはり裁判である以上は、実体的真実の発見、適正な科刑の実現というのが優先されるべきではないか。ぎりぎりのところまで行けば、それが優先されるべきではないかというふうに思います。

○ 池田委員 私は、今の意見には反対です。前回までの議論の中で、審理に長期間を要する事件を対象事件から外すということがあり得るのかという議論も出るのかと思ったのですが、誰も言われなかったので、私も、あえて、それに対して、そういうものを外すべきでないとは積極的に言いませんでした。けれども、今回、裁判員制度を導入する以上、被告人に選択権を与えないということを審議会の意見書は言っているわけです。何日以上審理に掛かるのだったら裁判員制度の対象事件にならないということになると、場合によっては、争点を作り出すことによってその限度を超えるという事態が出てくるのではないかという懸念があります。

また、大きな事件では、確かに国民に負担がかかることは間違いないわけですが、今回裁判員制度を導入する以上、それは、国民に負担をある程度がまんしていただく、しかし一方で、できるだけ短期間に充実した審理をしていくという方向で、負担の問題を解決していくというのが当然のことなのではないかと思うわけです。また、極めて審理が長くなるから対象事件から除くというのは、国民的な関心も大きい事件が除かれるということにもなりかねないので、裁判員制度を導入しようとする趣旨に反するの

ではないかと思えます。

○ 四宮委員 私も池田委員に賛成です。一つの理由は、事案の全ぼうを明らかにするために一つの裁判体でやらなければいけないという理由が挙げられていましたけれども、それも国民の負担との関係で考えるべきだと思います。現に、例えば疑獄事件など大きな事件でも、ルート別に裁判をすることともやっているわけで、それでも関係者の工夫によって、分けられた中で、それが全体の中でどのような位置を占めるのかを明らかにすることとは工夫次第でできるのではないかと思うんです。もちろん全部を一度に審理することによって、一度に全体を見ることができるという場合もあるのかもしれませんが、それは、まさに法律家が裁判員に全体像の中で、与えられた事件の位置付けを示す工夫をすればいいのではないかと思えます。

冒頭に申し上げましたように、我々は今までのやり方に慣れておりますので、真相解明のためには当然国民は負担を甘受すべきだと考えがちですが、今度の新しい裁判員制度の導入ということを考えますと、国民が担い得る裁判の仕組みといいますか、公判の在り方ということをもまず考えなければいけないと思えます。結局、基準は裁判員の負担ということと事件の審理とのバランスだと思いますけれども、裁判員の負担ということと重要な物差しとして分離・併合の在り方を考えていくべきだと思います。

○ 井上座長 四宮委員の御意見は、池田委員とあるところは共通し、あるところは違っているような気がするのですが、結局、国民の負担を物差しにして、負担が重くなりそうなものは分離して審理するという方向ですね。

○ 四宮委員 そうです。

○ 井上座長 池田委員の御意見も、もちろどこまでもということではないと思えますけれども、ある程度は国民に負担をがまんしてもらって、併合審理をした方がいいのではないかということでしょうか。

○ 池田委員 そういうものもあるだろうということですが。

○ 高井委員 池田委員の御意見に対して追加的に言わせていただきますけれども、まず、御意見の骨子の一つは、長く掛かる事件は対象から外すということにすると、弁護側の争い方によって、例えば、訴因が少なくとも長引くことがあるのではないかと。そして、長引かせることによって対象外に持ち込むことができるのではないかと。要するに、被告人側に選択権を認めたと同じ結果になる場合があり得るのではないかという意見だったと思うんですが、それについては、訴因が少ないときに、弁護人の争い方によって、それを引き延ばして対象外事件にするということができないような仕組みにすればいいのではないかと思えます。それから、国民の関心の最も強い事件に国民が入れないのはおかしいのではないかという御意見だと思いますけれども、審議会の意見書を読むと、刑事司法の国民的基盤を強化するというところに今回の趣旨があるわけで、例えば、殺人事件は裁判員事件ですという原則を立てた場合に、すべての殺人事件に国民を入れなければ国民的基盤が強化されないということではなかろうと思うんですね。ですから、そういう国民的基盤の強化という観点からすると、ごく例外的には裁判員の入らない殺人事件の審理というのがあっても、意見書の趣旨と矛盾するものではないのではないかと思えます。

ただ、私のような考え方をした場合に、対象事件と対象外の事件との線引きをどうす

るのだという非常に難しい問題があるということは、自覚はしています。

○ 本田委員 先ほど四宮委員から裁判員の負担を考えて分離・併合の在り方を考えるべきというような趣旨のお話があったのですが、刑事手続において真相の解明及び適正な科刑の実現と裁判員の負担とをてんびんにかけるといのはいかがなものかと思えます。刑事手続の真相解明と適正な科刑の実現というものがまずあって、これを第一に考えていくべきであって、裁判員の負担のためにそれらがおろそかになるということとは本来あってはならないことだろうという気がしております。国民の負担をなるべく軽くしなければいけないということはみんなそう考えているわけですが、その面から刑事手続の目的が阻害されるようなことがあってはならない。

先ほど池田委員の方からありましたけれども、例えば、準備手続の期間はかなり長くなるだろう。審理期間は恐らく裁判員裁判は短くなるでしょう。審理が終わってしまった後というのは追起訴したら分離でやらざるを得ない。これは現行法でも同じですが、それはやむを得ないと思うんですね。ただ、連続殺人など事件によっては、審理手続の途中で追起訴というような事案が考えられなくはないですね。そういう場合にこれを分離して審理するというのは、先ほど申し上げた真相の解明と適正な科刑の実現という意味から、適当ではなく、そこはある程度裁判員の方にも我慢してもらわなければ仕方がないのかなという気がします。

○ 池田委員 今の件についての本田委員の懸念は、先ほど座長の言われた、分離することにより刑が質的にも変わる可能性がある場合のことを考えられているわけですね。

○ 本田委員 そうです。

○ 池田委員 そのあたりは、刑の調整規定というものをどういうふうに設けるか、それによって解決できるようなものが考えられないかということも問題としてあると思います。

○ 井上座長 その点についても御意見をお伺いしたいと思っていましたので、なかなか難しい問題ですが、刑の調整方法に関するアイデアは何かありますか。

○ 池田委員 確かに難しい問題だと思うのですが、手続法的には、例えば中間的な判決、すなわち、先に判断する裁判体は犯罪事実の認定まで終わらせて刑の判断は置いておくとか、あるいは、刑の判断までしてしまうけれども、後で判断する裁判体の方で前の裁判体の量刑も考慮に入れて全体の刑を示すとか、そういうことも考えられないわけではないと思います。あと、実体法的には、両方の判決とも量刑判断が確定した後に、調整規定を設け、もう一度それについて裁判所が両方の判決を前提として刑だけを決めるという考えも、どうも改正刑法草案にあったようで、そういうことも不可能ではないと思うのです。ただ、どれがいいのか、それですべてうまくいくのかというのは、もう少し考えないと難しい問題があると思っております。

○ 井上座長 手続法的な解決として最初に言われたのは、Aという裁判体とBという裁判体による審理が、ある程度、段違い平行棒のような形でそれぞれ進んでいるとして、Aの方が先に終結した場合に、一応犯罪事実の認定だけをする中間判決的なものを出して、そこで終わりにした上で、Bの方が終結したときに、Aの判断をも受けてBが一括して刑を決定するということでしょうか。2番目に言われたのは、Aもともかく最後まで判決して刑も言い渡すけれども、Bの方が有罪となり、刑を言い渡すときには、Aの

判断をも考慮して量刑判断をして、Aの判決をBの方に吸収するというのでしょうか。

○ 池田委員 そうですね。

○ 井上座長 それから、実体法的な解決として言われたのは、A、Bは独立して判決するのだけれど、重なった場合には、もう一つ別の裁判体が登場して、両方の判決を踏まえて改めて刑を言い渡すという仕組みもあるのではないかということでしょうか。

この点についても、それぞれについてかなり問題があると思われますので、さらに今後お考えいただくこととし、また、この辺は法制的な面も詰めないといけないと思いますので、事務局においてもさらに検討していただくということで、今日はこのくらいにさせていただきます。問題点がどこにあるかということのはっきりしたと思います。

（略）

裁判員制度・刑事検討会（第25回） 議事録（抜粋）

（司法制度改革推進本部事務局）

1 日時

平成15年9月12日（金）10:00～16:30

2 議事

○井上座長 それでは、第25回「裁判員制度・刑事検討会」を開かせていただきます。

（略）

○井上座長 これくらいでよろしいですか。昨日最初に申し上げたとおり、今回はあくまでおさらいの議論であるということを忘れないでいただきたいと思います。

次に、「4 公判手続等」のところに進みたいと思います。

総論の部分は、これまでも異論はなかったように思いますので、ここのところはよろしいですか。各論の議論に入ってよろしいでしょうか。

次の「(2)準備手続（刑事裁判の充実・迅速化関連）」という点ですが、この項目自体については特段異論はなかったように思います。

前回の議論の後、刑事裁判の充実・迅速化の方で、たたき台についての議論を行いましたので、準備手続の具体的な内容については相当程度イメージがはっきりしてきたのではないかと思います。そういう状況ですので、それを必要的なものとするということが、ここで書かれていることですが、特にここのところで更に付け加えて御意見がなければ、先に進めさせていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。中身につきましては、次回以降の充実・迅速化のところ、更に御意見を伺うということにしたいと思います。

「(3)弁論の分離・併合」ですが、これは、やや専門的というか、技術的と言ってもいい問題で、被告人が複数の場合、いわゆる主観的併合の場合ですね。共犯者等について一緒に審理するかについては、証拠関係が共通である場合を除いては、分離して審理すべきであるという御意見が述べられており、その点については余り異論はなかったのではないかと思います。これに対して、いわゆる客観的併合、つまり、一人の被告人について複数の事件があるときに、一つの審理手続で審理をするのか、それとも分離するのかという問題については、いろいろな御意見が出たところです。これは、傍聴されている方にとっては理解するのがかなり難しい問題のように思うのですけれども、重要な問題でありますので、是非御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。簡単に言えば、一人の被告人に複数ないし多数の被告事件があり、それが次々と起訴された場合に、それらの事件を一つの公判手続で一緒にやるのか、それとも、事件ごとに分けて公判手続を別々に行うのか、そのどちらにするのかを何らかの基準で仕分けていくのかといった問題と、例えば分けて別々に裁判するとした場合に、刑の関係をどうするのかといった問題がそこには含まれていたと理解しておりますけれども、いかがでしょうか。

○高井委員 これは、基本的には併合してやらざるを得ないと思うんです。例えば、殺人を例に取れば、一件一件ばらけてやると無期懲役までだと、しかし、併合して一緒に

やれば死刑だという場合があるわけで、仮に死刑判決を出すときに、一つずつの事件を別の裁判体で審理をして、最後の裁判体でまとめて判決をするというようなことも考えられますが、それで死刑判決だということになると、死刑判決を下す裁判体は、場合によっては前の事件の判決は見るけれども、証拠を見ないままということもあり得るわけで、やはり判決の在り方としては妥当ではないと思います。確かに、併合するとしたらと審理が延びたりして、裁判員の負担が増えるということは否めない事実ですが、ここはある程度負担が増えてもやむを得ないというふうに腹をくくって、併合でやるというのが原則だと思います。

○井上座長 ほかの方はいかがですか。どうぞ。

○池田委員 刑の調整規定ができなければ、併合できるものは、併合するまで待つようになると思います。多分追起訴がありそうだということが分かっているならば、準備手続の間で調整して待って一緒に始めるとか、あるいは、始まってからは、事案によっては何らかの形で併合できるのであれば、ぎりぎり併合できるような方策を探るとは思います。けれども、それでもやはり、手続が始まって選任手続をしてしまうと、集中審理で計画的に審理を始めた後で、また追起訴があることが分かったから何とか一緒にしてくれというのは、やはり無理なのではないかと思います。ですから、幾ら重大な事件が次にあるということでも、やはり併合できないものが出てくるのではないかと思います。現在の法制度であれば、二年でやれというのはありますけれども、そうは言っても、そのぐらい延びても仕方ないではないかという話はあったと思うんですけども、それが、今回は、期間だけではなくて、裁判員に入ってもらって審理を始めて、そして途中で中断するとなると、別の裁判員になるか、あるいはまた同じ人裁判員によって当初の計画以上に審理を延ばすことになるわけですけども、そういう新たな負担というのは大きくなるわけですね。それを考えると、やはり切らざるを得ないものというのは必ず出てくるのではないかと思います。現場の裁判官に聞いても、これから裁判員制度になったら、やはり今までのように、客観的併合を原則とするというわけにはいかないのではないかと思います。実体法なり、あるいは手続法なりでつくるべきだと前回話しましたがけれども、やはり必要なのではないかと思います。

○井上座長 その前提として、同時並行で分かっているという、さっき高井委員がおっしゃられたような例で、複数の人を殺害したというような事件の場合は併合できるだろうということですね。

○池田委員 余りにも大き過ぎる、二つを足すとすごく審理期間が長くなるというようなものだとちょっとどうかというのはありますけれども、複数の事件があることがもう分かっているのなら、審理の計画の中で織り込めるところがありますので、そういうものはかなり無理をしてでも一緒にやるだろうという気はするんですけども。

○井上座長 そういう時差があり、審理が始まってしまった後になって分かったので追起訴して併合するかどうかということが問題となる場合については、高井委員のお考えはどうなのですか。

○高井委員 これは、私はやはり中断をして起訴を待って、それでまた再開するべきだと思います。要するに、審理している間にまた死体が出てきましたという事件の場合は、

やはりいったん中断して追起訴で併合するというのが基本ではないかと思えます。

○井上座長 分かりました。どうぞ。

○本田委員 基本的には、高井委員の考え方と同じなんですけれども、刑事手続の目的というのは、実体的真実の発見と、適正な科刑の実現にあるわけですね。今度の裁判員制度というのは、よりよい裁判制度を目指して、裁判員を入れましょうということになったんですけれども、その裁判員が加わったことによって、本来の目的である実体的真実の発見であるとか、適正な科刑の実現というのが損われるというのは本末転倒の話ではないかと思えます。やはり、併合審理すれば、ある程度の刑が予想されるけれど、ばらばらにしてしまえば、それとは違った判決が出るというような事態というのは、やはりあってはならないことであって、基本的には併合しなければいけないだろうというふうに思えます。

ただ、裁判員制度になると、準備手続で相当集中的に争点整理をして、実際の審理期間というのは短くなるでしょう。そうすると、現実には審理期間中に追起訴という事態がどこまで起きるのかというと、現実には少なくなると思えます。例えば、1週間のうちにすぐにぱっと追起訴できるのか、あるいはそこでぱっと見えるのかということです。ただ、やはり事件として分かっている、やがて起訴するような状況にあるような場合に、これは無視してやってしまうんだというのが果たしていいんだろうかという気はします。ただ、調整規定がどういうふうに置けるかというのは非常に難しい問題で、これがうまく置けるんなら、それはそれでいいのかもしれないけれども、そうではない限り、やはりかなり難しいんではないかと思えます。

○平良木委員 分離したままで行きますと、最終的にどうしても併合しないといけない事件というのが出てくるだろうと思えます。そういうときに、裁判官と裁判員が異なるとすると、心証の引継ぎの問題というのが出てきて、ちょっと困ったことになるというか、かなりロスが出てくるという気がするわけです。ですから、もし裁判官と裁判員が同じだとすると、これは分離したままでもいいかと、併合したままでもやろうと、ちっとも問題は無いと思うんです。どちらでもいいと思います。そのときには、中断する必要はないし、それぞれ進めても構わない。

○井上座長 同じ構成の裁判体が、二つの事件を担当するということですか。

○平良木委員 できればです。ただ、裁判員は、もともと重い事件で1回限りということが前提になっているので、そここのところとの関係というのはやはり出てくるだろうという気がしています。

最終的に、もし併合が、例えば多少ずれていても簡単にできるような仕組みができるんだとしたら、それも一つの方法だろうと思えます。ただ、今の手続を前提にすると、それは難しい。

○井上座長 恐らく、ほかの方は、審判が分離されれば別個の裁判体が担当するという前提で、このパズルのような問題を議論しているのだと思うのです。それと、誤解を招いてはいけないので敢えて申しますと、併合すれば刑が重くなるということでは必ずしもなく、併合した方が被告人にとっては量刑としては有利になることも多いのです。さっきの例だけを念頭に置いて見ますと、もっぱら死刑の方向に行く議論だと思われかねず、それでは不正確ですから。

○酒巻委員 今、座長が言っていた点を申し上げようと思っていたところです。弁護士の方はよく御存じと思いますが、現在の刑法の併合罪の規定を前提にすると、一人の人間がそれなりに重い罪をたくさんやるとされ裁判になっている場合は、むしろ併合された方が、ばらばらに審理するよりは結果として刑は軽くなる場合も多々あるだろうと思います。そこで、被告人にとっても、これまでのやり方であれば併合審理されていたのが、裁判員制度になってやむを得ず分離になった場合に、そのままがいいのだろうかという問題があるわけです。

なお、平良木委員のおっしゃったような場合というのは、多分今我々が設計している制度ではあり得ないだろうと思います。分離された場合は、別の裁判員の入った、別の裁判体が審理するというのが当然の前提だろう。その上で、私の基本的な考えは、やはりできる限り一緒に審理できるものは、一人の人間が複数罪を犯したというものですから、全く無関係の場合は除いて、できる限り一緒にやるべきであって、そのことによって刑についても従前と余り変わらないことになるのが望ましい。しかし、次々と追起訴が繰り返されて、それをずっと待っているということも恐らくできないであろう。そうだとすると、やむを得ず分離してやらざるを得ない場合が出てくる。また、併合すると、それだけ裁判員の方の判断すべき事柄の負担は増えますので、そのような観点から事件を分離する場合もあると思います。

そうすると、結局、今の両面ですね、一緒にやればもっと重くなったかもしれない、あるいはまとめて一緒にやったら軽くなったかもしれないという、刑を調整する何らかの法律制度をつくって、調整をする必要は制度としてあるだろうと思います。しかし、これは、具体的な案を私は持っておりませんが、今の刑法の併合罪の考え方に一定の修正変更を加えることでありますとか、あるいは、一つの裁判手続で下された刑を、後から出てきた別の裁判所がそれを変動させて調整するというような制度にならざるを得ないので、いずれもなかなか難題ではある。しかし、そういう仕組みを、分離した場合のためにつくっておく必要はあるだろうと思います。

○井上座長 今の御意見では、一つは、実体刑法上の手当として、刑の調整規定を設けるか、もう一つは、手続的に、どこかの裁判体が最終的に量刑をし直すか、そのどちらかだということですが、現在でも、分離してやる場合があるわけですね。その場合も、結局、同じ問題が起こると思うのですけれども。

○酒巻委員 ですから、そういうことをやるのであれば、何で裁判員が入った事件だけ、調整規定が必要なんだという問題が出て、私は、裁判員の事件だけそうするのだという理論的な理屈はないと思っていますので、そうだとすると、全部、これから先、一般的な制度としてそういうのをつくりたいと理屈が立たないのではないかと批判ないし議論が出てくる可能性があるだろうと考えています。

○井上座長 池田委員の問題意識は、裁判員が入ると、併合するのが難しい場合が増えるだろうということを前提にしているのだと思うのです。最初から全部分かっている、でも例えば重大な事件ばかり十数件もあって、併合して審判したのでは、どのようにうまく審理計画を立てても何年も掛かるだろうという場合であっても、やはり併合すべきだということなのかどうか、ということでしょう。

○本田委員 確かに、追起訴の場合と、最初から起訴が何件か十何件かされていて、そ

れらを併合する場合と、いろいろあると思うんです。最初に10件なら10件、殺人なら殺人が起訴されている場合に、分離してやったとしても、連続殺人事件なんかで相互に関連があるということになれば、結局全部をやっていかなければいけない、特に一番最後の殺人なんかを審理するときは、最初の殺人からの背景をずっと立証していかないと本当に分からないので、結局それだけの時間が掛かるわけです。そうすると、分離しても結局同じ時間が掛かるので、そんなに負担軽減の効果というのはないんだらうと思います。かえって10個の裁判体を組んでやる分だけ裁判員を多く集めてやらなければいけないので、負担は結構大きくなるのではないかという気がしております。

そうは言っても、起訴した事件の関連性が薄く、分離しても特段の支障がないような場合もあるでしょう。対象事件ではないもので、特に殺人とほとんど関係のない事件みたいなものは、分離してもらってもいいだらうと思います。

ただ、その場合も併合していれば若干刑が軽くなるかもしれないけれども、分離すると重くなるという問題があるのかもしれないけれども、これは、現行法上も同じ問題があるんだらうと思います。

追起訴のところについては、先ほど申し上げたんですけれども、やはり基本的には適正な科刑の実現、あるいは実体的真実の発見という観点からは、可能な限り併合してやるべきだらうと思いますけれども、実際に現在でも、結審してしまった後、あるいは判決が出た後の併合というのはあり得ないわけで、そういう場合はしょうがない。追起訴の併合はどこまでできるのかというのは、先ほど少し申し上げましたように、実際は準備手続中にまた起訴があったような場合には、これは、関連性がある以上は一緒にやってもらいたい。関連性がなければ、あるいは薄ければ、併合することなく、別の裁判体でやってもらってもかまわないでしょうということです。では、実際に準備手続が終わって、本体の審理期間がどれくらいあるんだらうかということ、それは事件によって違うと思うんです。3日ぐらいで終わるのは、3日以内に追起訴するのは無理ですから、それはもう併合してもらうのは無理かもしれない。これも、現在でもあることですが、そうではなくて、それもやはり数か月掛かるような事件、やはりそれが密接の関連のある事件であるならば、それは併合してきちんとした事実を解明して、適正な科刑を実現すべきではないかという気がします。

○平良木委員 まず、最初に、裁判員が一つの事件に関与すると言いますか、1回限りのものだというときに、1回限りだというときのくくりを決めておかなければいけないと思います。

○井上座長 期間ですか。

○平良木委員 いや、例えば、追起訴という形で来たんだったらいいというのか、あるいは追起訴ではなくて、裁判所の併合があったら当初の段階で一つというのか。

○井上座長 1回限り、という場合の単位の問題ですか。

○平良木委員 そうです。今の段階だと、恐らく1件かどうかというのは起訴状で数えられています。起訴状が一つだとすると、これは1件だという数え方をしているはずなので、そうすると、それを分離したときにどうなるかという問題も出てくるし、それから、いわゆる追起訴してきた場合に、それを別に数えるのか、その中で一つと数えるのか、こういう問題も恐らく出てくると思います。

○井上座長 そこは、まさに御議論いただければと思うのですが、これまでは、手続が1個、審判が1個ならば、それは一つの裁判体の担当であるという前提で議論されてきたと思うのですけれども、それだとかかしいということでしょうか。

○平良木委員 だから、おかしいのではなくて、池田委員が言ったように、例えばいつの時点で追起訴があるかということによって、それだって変わってくるだろうということですね。

○井上座長 それは、どうもぐるぐる回りの議論であって、実質は、追起訴があった場合に併合して一つの裁判体で審理することを認めるべきなのか、併合は認めないで別の裁判体に審理させるべきなのかということに帰着するのではないのでしょうか。

○平良木委員 最初の、裁判官と裁判員が、例えば二つ事件が来ても一つの裁判体でできる場合があって、ただ、手続上は二つでやっていくという場合が例外的に認められるかどうか、これは認められないとすると……

○井上座長 分離しても同じ構成の裁判体に担当させるということですか。しかし、ほかの方は、そうは考えておられないのではないのでしょうか。手続が別ならば裁判体も別だということを全体とされているように思うのですけれども。

○高井委員 裁判員になるのは1回だけだという問題と、併合するか、分離にするかというのは次元の違う問題だから、そこは整理して議論しなければいけないと私は思います。

それから、先ほどの分離による不都合というのは、先ほどの本田委員の意見とほとんど同じなんですけど、全部認めている事件ならいいんですが、例えば、事件が5件あるとして、最初の1件、2件は認めているけれども、3番目は否認していると、4番目と5番目は認めているというときに、5件をばらばらにしてやる場合、否認している事件の証拠というのは、例えば後の事件、あるいは前の事件との関連で有罪、無罪が分かってくるということもあるわけです。そうすると、3番目の事件の実体的真実を発見するためには、その前の事件、更にはそのまた前の事件も全部そこで審理しなければいけないということになるわけで、かえって二重手間になると思うんです。そういう意味でも、私は原則は併合でなければいけないと思います。

○井上座長 例外はあるということですか。さっきから基本とか、原則とおっしゃっているのですけれども。

○高井委員 私は、本当は100パーセント併合でなければいけないなと思っていますが、具体的な事例で、本当に例外的にこれは分離してもいいかなというのが出てくる余地も多分あるだろうということで、原則としてはとか、基本的にはと申し上げているんです。

○井上座長 分離した場合には、今どおりでよく、何らかの手続的あるいは実体的な調整規定は必要ではないという御意見ですか。それとも、その場合には、やはり何らかの手当を考えた方がよいという御意見ですか。

○高井委員 本当に納得できる合理的な調整規定が置けるのであれば、それは置いた方がいいと思います。果たしてそんなものがあるんだろうかというふうには今も思っているんですけれども。

○四宮委員 ちょっと今の御意見に質問です。

- 井上座長 どうぞ。
- 四宮委員 自白事件と否認事件がある場合は分離するというお立場ですか。
- 高井委員 違います。そういう場合は、余計に併合しなければいけないということです。
- 四宮委員 そうすると、証拠がどうなるんですかね。
- 井上座長 証拠が共通している場合があって、それが両様の意味を持つということなのでしょうか。
- 四宮委員 いや、つまり、証拠が共通していて、否認事件については、今の手続で言えば不同意だと。ところがもちろん、認めている事件では同意していると。
- 高井委員 証拠が同一ということを行っているのではないのです。
- 井上座長 ある調書が、こっちの関係では同意するが、こっちの関係では不同意だと、そういう場合のことをおっしゃっているのではないということですか。
- 四宮委員 そういう事態は起こらないんですか。
- 高井委員 そういうことは今だって起こります。それはもう、あっちの関係と、こっちの関係と。
- 四宮委員 今の手続を前提にしてしまうと、その場合、同じ裁判員が、この事件では証拠を見て、この事件では見ないということにするという扱いになるわけですね。今の裁判はそうなんですけれども。
- 井上座長 理屈で言いますと、例えば、伝聞証拠かどうかが相対的に決まってくるような場合に、そういうことが生じ得るとは思いますが、その問題と高井委員が出された問題とはどうも違っているようですね。
- 高井委員 全然違うんです。同じ証拠があるとか、証拠が共通だということを行っているのではないんです。ですから、今の四宮委員の言ったことと私の意見は全く関係がない。
- 井上座長 池田委員、どうぞ。
- 池田委員 今の高井委員のお話は分かるんですが、現行の刑訴313条の分離併合について、「裁判所が適当と認めるとき」ということを変えろという趣旨なんですか。もしそうでなければ、今、客観的併合については、被告人の利益が当然ある、併合されれば、その併合罪の利益があるから、それは大きなものと解釈上考えられています。例外的に余りにも審理の進行度が違うもの、あるいは両方とも大きくて、別々のところで共犯者もいっぱいいて、証拠が共通ではなく違うというもの、そういうものを除くと、実務的には、ここは被告人の併合の利益というのを尊重しろということになっていて、検察官なり、被告人なりが併合してくれといったら基本的には併合しているわけですね。
- しかし、これから裁判員制度になったら、これに対してもう一つ、裁判員への負担というのは、考慮要素にならざるを得ないと思うんです。
- そうすると、今よりは、併合にならないものが出てくることは間違いないと思うんです。それは、裁判官の裁量を同じように認めている以上、その考慮要素であることは間違いないので、それは動きますよ。
- 動いたときに、もちろん、実体的真実の発見と適正な量刑というのは当然維持しなければいけないので、そこは全部考えて、できるだけそれを損なうことがないように考え

と思うんですけれども、しかし、変わると思うんです。それでいいのかと、要するに、刑が重くならないものもあるかもしれない、刑が軽くならないものもあるかもしれない、それで、調整規定を置いておかないで本当に大丈夫なんだろうということなのでも、それは例外的な場合だから、もうそれでいいんだということにして、それで済むのかということだと思うんですけれども。

○井上座長 高井委員の御意見で、分離すべき場合はあり得て、その場合については調整規定というものも考えられるかもしれないけれども、しかし具体的には難しいのではないかということですね。

ですから、そここのところは余り矛盾はしていないと思うのです。そういう調整規定ができるのならばそれに越したことはないという御意見だと思うのですけれども、問題は、具体的に妙案があるかどうかですね。それについては、前の第2ラウンドで、多少アイデアが示されたわけですが、決定打かどうか。そのようなアイデアが幾つか出ているという、まだその段階だと思うのです。

○本田委員 調整規定というのが、本当に納得できるような合理的なものできれば、別に私はそれでいいと思っているんですけれども、それはなかなか難しいだろうという前提なんです。

先ほども言いましたけれども、分離、併合の問題で、現在の運用を裁判員が入ったときに変えなければいけないかという、私は、先ほども申し上げたように、その運用を変えることによって、量刑がかなり際どいところで変わってくるような問題が出てくる以上、それは変えるべきではないだろうと思います。「適当と認める時」というのは、やはりそこは合理的な判断をしてくださいということが法律に書いてあるわけで、だから、そこは現在の運用を、裁判員の負担を考えて変えることによって、本来の目的が損われるというのは、やはり本末転倒ではないかなという気がしております。

○井上座長 そこは、意見が分かれるかもしれませんが、それだけ長い期間掛かるとしますと、それに耐えられるような、あるいはそういう負担をお願いできるような裁判員がどれだけ確保できるかということとの見合いの問題になるでしょう。

○本田委員 その点について言えば、1件の事件でもものすごく長く掛かる事件というのがあり得るわけなんです。だから、そこは長いのに耐えられるかどうかというのは、基本的な問題であって、そこをどうするかというのは、また別の問題だろうと思います。

○井上座長 この点は仕切ってしまうようで悪いのですけれども、この場で名案はないかどうかという議論をこれ以上続けても、恐らく今の段階では確定的な答えは得られないように思います。方向としては、皆さん矛盾していることを言っておられるわけではなく、問題があるという認識は共通しているので、調整規定として何か妙案を考え出せば、それは検討の対象に当然なってくると思います。ですから、そういう方向でさらに考えていくということにして、この段階での議論は一応おしまいにするということにせざるを得ないのではないかと思います。そういうことでよろしいですか。

(略)